

印旛利根川水防事務組合財政状況の公表に関する条例

平成25年9月11日印旛利根川水防事務組合条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項の時期に財政状況を公表することができないときは、管理者は、事由の止んだときから1月以内にこれを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により6月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 印旛利根川水防事務組合を構成する市町の分賦金の状況
- (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (4) その他管理者が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により12月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、次に掲げるいずれかの方法で行う。

- (1) 閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 前項第1号の閲覧所は、印旛利根川水防事務組合事務所（栄町消防本部内）とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。